

日曜日	選挙期日前後	県委員会・選挙長等の行う事務	執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令
23木	17				8 期日前投票における投票録の作成(各日) 9 投票箱を閉鎖する措置(かぎの封印)	投票管理者 "	令49の9 令49の7,43
24金	16	1 選挙公報印刷開始・終了(選挙区) 2 選挙公報掲載文の掲載順序のくじ執行(比例代表)	県委員会		1 個人演説会(公営施設使用)開始	候補者 市町委員会	法161,163~164の2 令112~125
25土	15	1 選挙公報を市町委員会へ送付(選挙区)	県委員会	法169 運規41	1 選挙公報の受領(選挙区)	市町委員会	
26日	14	1 選挙公報掲載文の原簿受領(比例代表)	中央選挙	通知			
27月	13						
28火	12	1 選挙公報印刷開始(比例代表)	県委員会		1 選挙公報の受領(比例代表)	市町委員会	
29水	11	1 選挙公報印刷終了(比例代表) 2 選挙公報を市町委員会へ送付(比例代表)	県委員会 "		1 選挙公報を各世帯に配布開始(選挙の期日前2日までに完了)	市町委員会	法170 運規44
30木	10	1 名簿届出政党等の名称等掲示用紙印刷開始(比例代表)	県委員会				
1金	9						
2土	8						
3日	7						
4月	6						
5火	5	1 名簿届出政党等の名称等掲示用紙を市町委員会へ送付(比例代表)	県委員会		(在外公館投票最終日) 1 投票所(共通投票所)の告示期限、告示した旨の投票管理者への通知 2 開票の場所及び日時の告示(予め) 3 名簿届出政党等の名称等掲示用紙の受領(比例代表)	(在外公館) 市町委員会	法39,41,41の2 事規17 法63,64 事規26
6水	4				1 郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求期限 2 在外選挙人による郵便等投票の投票用紙及び投票用封筒等の請求期限	市町委員会 委員 市長 "	法49 令59の4 令65の11
7木	3	1 補充立候補届出期限(選挙区) 2 選挙会及び選挙分会の選挙立会人届出期限(くじを行うこととなった場合は、その旨通知) 3 選挙会及び選挙分会の選挙立会人の届出のあった者が3人に達しないときの選任及び通知 4 選挙会及び選挙分会の選挙立会人が定まったときの本人への通知 5 選挙会及び選挙分会の事務従事者の選任期限	選挙長 " 選挙分会長 選挙分会長 選挙分会長 選挙分会長 県委員会	法86の4 法76,62 令82 法76,62 事規30 事規30	1 開票立会人届出期限(くじを行うこととなった場合は、その旨通知) 2 開票立会人の届出のあった者が3人に達しないときの選任及び通知 3 投・開票事務従事者任命期限、事務の分担取扱手続の決定及び関係法令等の周知 4 投票立会人を選任した場合の本人及び投票管理者への通知期限 5 開票立会人が定まった場合の本人及び開票管理者への通知 6 特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求期限	市町委員会 " " 市町委員会 委員 市長	法62 令69 法62 事規25 法38 令27 事規14 法62 令70の2 事規25 法49 令59の5の4
8金	2	1 選挙会及び選挙分会の選挙立会人のくじ執行(10人を起えるとき、同一政党3人以上のとき、定まった場合の本人への通知) 2 政見放送終了期限	選挙長 選挙分会長 放送局	法76 事規30 規程12	1 開票立会人のくじ執行(10人を起えるとき、同一政党3人以上のとき)、定まった場合の本人及び開票管理者への通知 2 補充立候補があった場合に投票記載所の氏名等掲示の掲載順序のくじ執行(選挙区) 3 選挙公報の配布期限	市町委員会 " "	法62 令70の2 事規25 法175 法170 運規44
9土	1	1 選挙期日現在選挙人名簿登録者数等の報告受領 2 選挙事務所設置状況調査	県委員会 "	通知	1 投票所(共通投票所)の設備その他の準備 2 選挙期日現在選挙人名簿登録者数等を県委員会に報告 3 選挙事務所設置状況調査 4 期日前投票所の投票箱、投票録、(在外)選挙人名簿の抄本を選挙所に送致(期日前投票・不在者投票最終日)	市町委員会 " " 投票管理者	令32,33 規則6 通知 法55,48の2
10日	票	1 投票所(共通投票所)を設けた場所の入口から300メートル内の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令 2 投票状況結果速報の受理及び発表 3 投票点検結果速報の受理及び発表 4 候補者の被選挙権調査完了	県委員会 " " 選挙長	法41の2,132,134 通知 通知 事規32	1 投票所(共通投票所)を設けた場所の入口から300メートル内の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令 2 投票所(共通投票所)内に候補者の氏名等及び名簿届出政党等の名称等を掲示 3 投票立会人が2人に達しないとき、又は達しなくなったときの選任及び通知 4 選挙人名簿又はその抄本の投票管理者への送付期限(投票所(共通投票所)を開く時刻までに) また、指定投票区を指定した場合は、当該指定投票区に係る指定関係投票区の区域に係る選挙人名簿又はその抄本の指定投票区の投票管理者への送付期限 5 在外選挙人名簿又はその抄本の指定在外選挙投票区の投票管理者への送付期限(共通投票所)を開く時刻までに)	市町委員会 " 投票管理者 " " "	法41の2,132,134 法41の2,175 運規11章 法38 事規14 令28,48の3 令65の13,28

月日	曜日	選挙期前後	選挙	県委員会・選挙長等の行う事務	執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令
							<p>6 投票箱に何も入っていないことの確認</p> <p>7 投票開始</p> <p>8 不在者投票、不在者投票証明書及び同調書を投票管理者（投票をした選挙人が指定関係投票区であるときは、指定投票区の投票管理者、投票をした選挙人が在外選挙人の場合は指定在外選挙投票区（不在者投票証明書を除く。））に送致完了</p> <p>9 在外公館投票、郵便等による在外投票を指定在外選挙投票区の投票管理者に送致完了</p> <p>10 投票録を作成し、投票箱その他関係書類とともに投票管理者に送致</p> <p>11 投票状況を県委員会に速報</p> <p>12 期日前投票所の投票箱等を開票管理者に送致</p> <p>13 開票所の設備その他の準備</p> <p>14 開票立会人が3人に達しないとき、又は達しなくなったときの選任及び通知</p> <p>15 開票開始</p> <p>16 投票点検結果を市町委員会に速報</p> <p>17 投票点検結果を県委員会に速報</p> <p>18 開票録を作成し、投票点検結果を市町委員会を経て選挙長（選挙分会長）に報告</p> <p>19 選挙人名簿又はその抄本、在外選挙人名簿又はその抄本、投票、投票録、開票録その他の資料を市町委員会に送付</p>		
7									
11月	1		(後)	1 投票点検結果報告検収	選挙分会長	法66 令74 事規27	1 投票点検結果報告	開票管理者	法66 令74 事規27
				2 選挙会及び選挙分会の準備	選挙分会長	法77 番法27			
				1 選挙会及び選挙分会の選挙立会人が3人に達しないとき、又は達しなくなったときの選任及び通知	選挙分会長	法76, 62 事規30			
				2 選挙会の開催及び選挙録の作成（選挙区）	選挙分会長	法80, 83			
				3 選挙録及び選挙会に関する書類を県委員会に送付（選挙区）	選挙分会長	令85			
				4 当選人の住所、氏名等を県委員会に報告（選挙区）	選挙分会長	法101の3			
				5 選挙分会の開催及び選挙分会録の作成（比例代表）	選挙分会長	法80, 83			
12月	2			6 選挙分会録及び選挙分会に関する書類を県委員会に送付（比例代表）	選挙分会長	令85			
				7 県選挙管理委員会の開催	県委員会				
				8 当選人に当選の旨を告知し、当選人の住所及び氏名を告示（選挙区）	県委員会	法101の3			
				9 当選証書の付与（選挙区）	県委員会	法105			
				10 総務大臣に当選証書付与の報告（選挙区）	県委員会	法108			
				11 選挙分会録の写しを添えて選挙長に選挙結果を報告（比例代表）	選挙分会長	法81			
16日	土				出納責任者	法189	1 選挙人名簿又は抄本の閲覧開始	市町委員会	法28の2, 28の3
25月	15			1 選挙運動に関する収支報告書の提出期限	選挙分会長	令93			
8月	15			1 供託物返還手続開始	選挙分会長				